

入院時食事療養標準負担額
および入院時生活療養標準負担額が変更となります

【入院時食事療養標準負担額】

入院した場合、被保険者・被扶養者ともに、食事の給付を受けられます。

区 分			1食あたりの負担額	
			令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
住民税課税世帯			510円	550円
住民税 非課税世帯	70歳未満および 低所得者Ⅱ*1	直近1年間の入院期間が 90日以内	240円	270円
		直近1年間の入院期間が 90日超え	190円	220円
	低所得者Ⅰ*2		110円	130円
指定難病・小児慢性特定疾病の患者			300円	330円

【入院時生活療養標準負担額】

被保険者・被扶養者ともに、65歳以上の方が療養病床(慢性病の人が長期入院する病床)に入院した場合は入院時生活療養として給付を受けられます。1日あたりの居住費は370円から430円に引き上げられます。

区 分				1食あたりの負担額	
				令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
住民税課税世帯	医療区分Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ*3			510円	550円
住民税 非課税世帯	65歳～70歳未 満および 低所得者Ⅱ*1	医療区分Ⅰ		240円	270円
		医療区分 Ⅱ・Ⅲ	直近1年間の入院期間が 90日以内	240円	270円
			直近1年間の入院期間が 90日超え	190円	220円
	低所得者Ⅰ	医療区分Ⅰ		140円	160円
		医療区分Ⅱ・Ⅲ		110円	130円
指定難病 *居住費の負担なし				300円	330円

*1 『低所得者Ⅱ』 70歳以上75歳未満の住民税非課税世帯

*2 『低所得者Ⅰ』 70歳以上75歳未満の住民税非課税世帯であり、各所得もすべて無い世帯

*3 医療区分Ⅱ・Ⅲ 入院医療の必要性が高い方。医療区分Ⅰはそれ以外